

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月18日	
(宛先) 松山市長	
提出者 住 所 愛媛県松山市古三津6丁目6番30号 氏 名 臨海建設株式会社 代表取締役 岩崎 真一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 089-951-2332	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	臨海建設株式会社
事業場の所在地	愛媛県松山市古三津6丁目6番30号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 1,801,105,284円(税抜) (令和6年2月末)
③ 従業員数	47人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 排出事業者→自社運搬→処理施設 ・ 排出事業者→自社運搬→収集運搬業者→処理施設 ・ 排出事業者→収集運搬業者→処理施設

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

・管理組織図

工事部長



作業所長（現場代理人）



建設副産物責任者

・廃棄物、再生資源に関する業務を統括

・作業所内の廃棄物に関する業務を統括

・「産業廃棄物処理計画書」、「再生資源利用計画書」
「再生資源利用促進計画書」の作成

・委託運搬書会社の選定、監督

・処理状況、再生資源利用及び促進状況の確認

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

・建設汚泥（カッター汚泥）は、現場内で脱水処理を行うことにより搬出量の抑制を行う。

② 計画

【目標】 別紙2のとおり

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

・現状どおり実施する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

・可燃物、廃プラスチック等は現場内に集積保管場所を定め分別処理する。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

・現状どおり実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・処分業者及び収集運搬業者を選定する場合には、処分許可の有無、品目、処理方法等の許可内容、事業範囲、許可期限、最終処分場（中間処理場）の所在地・能力・処理状況等の確認を行い、建設廃棄物処理委託契約書により契約を行う。 ・処理の確認は、マニフェスト伝票の交付及び回収により行う。 ・マニフェスト伝票及び建設廃棄物処理委託契約書は工事完了後、5年間保持する。		

② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状どおり実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 5 年度の産業廃棄物発生量（実績）

（単位：t）

項目	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中 間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
産業廃棄物の種類									
汚泥	612.41					612.41	1.41		
廃プラスチック類	16.81					16.81	1.12		
木くず	190.86					190.86	0		
金属くず	33.00					33.00	33.00		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	7.20					7.20	7.20		
がれき類	8191.44					8191.44	5319.87		
建設混合廃棄物	1659.91					1659.91	1646.10		
合計	10711.63					10711.63	7008.70		

令和 6 年度の産業廃棄物発生量（目標）

（単位：t）

項目	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理による産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	全処理委託量				
						優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
汚泥	20					20				
廃プラスチック類	5					5	5			
木くず	5					5				
がれき類	920					920	900			
合計	950					950	905			